霧島市条例第10号 令和2年3月31日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

## 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例(平成 17 年霧島市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 23 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。 附則第 7 項及び第 8 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税について は、なお従前の例による。